

公示

国立感染症研究所において、有償により自動販売機を設置運営する事業者について、以下のとおり公募を行う。

令和7年2月28日

国立感染症研究所長 脇田 隆字

1. 件名

国立感染症研究所各庁舎における飲料等自動販売機設置運営業務

2. 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者で

はないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(11) 次の要件を満たす者であること。

(a) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近2年間(才及び力については2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。

ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ. 船員保険 エ. 国民年金 オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険

※ 各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(b) この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 申込み

公募に参加を希望する者は、下記6記載の交付場所に来庁し、公募説明書の交付を受けること。

5. 公募説明書の交付期間

令和7年2月28日(金)～令和7年3月14日(金)

※ただし、開庁日の9:00～12:00、13:00～17:00の間に限る。

6. 公募説明書の交付場所・連絡先

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所総務部総務課福利係

電話: 03-5285-1111(代表)

7. 企画提案書等の提出等

令和7年3月17日（月）17：00までに、上記6に持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合には提出期限までに必着で提出すること。なお、本公示に示した公募参加資格のない者の企画提案書等は無効とする。

8. その他

- （1）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- （2）出された企画提案書は返却しない。
- （3）企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- （4）提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。